

全国健康保険協会福島支部評議会運営要綱

(通則)

第1条 評議会の議事の手続きその他の運営は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、全国健康保険協会定款及び全国健康保険協会評議会規程によるほか、この要綱に定めるところによる。

(代理人)

第2条 評議員は、他の評議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、評議員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、他の評議員を代理人として議決権を行使する評議員は、会議に出席した評議員とみなす。

(評議員以外の者の出席)

第3条 議長は、専門的事項について審議するために必要があると認めるときは、評議員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 評議会の会議は、公開とする。ただし、議長が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録)

第5条 評議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した評議員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録は、公開とする。ただし、議長は公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、議長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。